

改正

平成20年3月5日条例第5号

豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等のたい積行為について適切な規制を行うことにより、災害等の発生を防止し、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土及びたい積の用に供するものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。
- (2) 土砂等のたい積 埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）をいう。
- (3) 事業 土砂等により土地の埋立て、盛土及びたい積を行うことをいう。
- (4) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- (5) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- (6) 事業施行者 事業の工事を施工する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、市の区域内で施行される事業のうち、事業区域の面積（第7条に規定する構造基準の保安距離確保に伴う面積を含む。）が500平方メートル以上3,000平方メートル以下の土地における事業（その事業区域に隣接する土地において、当該事業の施行する日前1年以内に事業が施行され、又は同時に事業を施行しようとする場合にあつては、それら隣接する土地の事業区域の面積を合算して500平方メートル以上3,000平方メートル以下となるものを含む。）に適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が行う事業
- (2) 他の法令の規定による許可、認可、承認、確認又は指定に基づく行為として施行される事業
- (3) 災害復旧等やむを得ない事情により、緊急に施行される事業

(4) 日常生活又は土地の管理のために行う事業のうち、災害の防止及び環境の保全上支障がないと市長が認める事業

(5) 事業主が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち自らの居住の用に供するもののために行う事業

(6) 公益性が高く、かつ、無秩序な土砂等のたい積となるおそれがないとして市長が認める事業

（事業主等の責務）

第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行する場合においては、市民の安全と良好な生活環境の確保及び事業に起因する災害を未然に防止するため、万全の措置を講じるとともに、事業区域の周辺関係者（隣接土地所有者、周辺住民及び水利権者をいう。）に対し、当該事業の理解を得るため、説明会を開催しなければならない。

2 事業主等は、事業の施行に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業主等は、事業の施行によって道路、河川その他の公共施設等を破損し、又は住民の生活に支障を来したときは、遅滞なく市長に報告するとともに、その指示により復旧しなければならない。

（事業の許可等）

第5条 事業主等は、事業を施行しようとするときは、事業の種類ごとに、事業の施行前に市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする事業主等は、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けた事業主等は、当該事業の内容を変更するときは、変更しようとする日前7日までに、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項及び前項に規定する許可をする場合において、市民の安全と良好な生活環境の確保及び災害の防止のため、必要な条件を付することができる。

（事前協議）

第6条 事業主等は、事業を施行しようとするときは、前条第2項の規定による許可の申請の前に、規則で定めるところにより事業の計画について市長に協議しなければならない。

（許可の基準）

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の許可（以下「事業の許可」という。）をする場合にお

いては、次に掲げる条件に適合しなければ、許可をしてはならない。

- (1) 周辺地域の良好な生活環境の確保のために必要な管理体制等が講じられること。
- (2) 公害の発生防止及び市民の安全確保のために必要な環境保全等に関する措置が講じられること。
- (3) 事業区域及び隣地の保全のために必要な事業区域内外の保安に関する措置が講じられること。
- (4) 土砂の流出、崩落等の事故の発生防止に必要な工事の仕様等に沿って事業が施行されること。
- (5) 事業の用に供する土砂等については、水質汚濁及び土壌汚染を招くことのない土質基準であること。

2 前項に規定する条件の基準は、規則で定める。

(計画変更命令)

第8条 市長は、事業の許可の申請があった場合において、当該事業の計画が前条に規定する構造基準及び土質基準に適合しないと認めるときは、事業主等に対し、計画の変更を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第9条 事業の許可を受けた事業主等は、自己の名義で、他人に事業を施行させてはならない。

(地位の承継)

第10条 事業の許可を受けた事業主等について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は、承継の日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第11条 事業主等は、事業の許可を受けた事業のうち事業主等の氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、変更のあった日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の開始の届出)

第12条 事業主等は、事業の許可を受けた事業を開始しようとするときは、事業を開始しようとする日前7日までにその旨を市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第13条 事業主等は、事業の施行期間中、事業区域の周囲に規則で定める標識を設置しなければな

らない。

(事業の完了の届出等)

第14条 事業主等は、事業の許可を受けた事業が完了したときは、完了の日から7日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該事業が第5条第4項に規定する許可の条件及び第7条に規定する許可基準に適合するか否かを確認し、適合しないと認めるときは、事業主等に対して、期限を定め、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(事業の中止又は廃止の届出等)

第15条 事業主等は、事業の許可を受けた事業を30日以上中止し、又は廃止しようとするときは、中止し、又は廃止しようとする日前20日までにその旨を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合において準用する。

3 第1項の規定に基づく中止の届出の後、当該事業を再開しようとする場合においては、第12条の規定を準用する。

(報告の徴収)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善勧告)

第18条 市長は、事業主等が第5条第4項の規定による許可の条件に違反し、又は第7条に規定する許可基準に違反して事業を施行しているときは、当該事業主等に対し、期限を定め、必要な改善措置を講ずべきことを勧告することができる。

(改善命令)

第19条 市長は、事業主等が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善措

置を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第20条 市長は、事業の許可を受けた事業主等の行為が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により事業の許可を受けたとき。
- (2) 第5条第1項の規定による許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等のたい積に着手しなかったとき。
- (3) 第5条第1項の規定による許可に係る土砂等のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等のたい積を行っていないとき。
- (4) 第9条の規定に違反して事業を施行させたとき。
- (5) 第10条第1項の規定による承継がなく、事業主等がその地位を継続しないとき、又は地位を承継した者が同条第2項の届出をしないとき。
- (6) 次条に規定する停止命令等に違反したとき。

(停止命令等)

第21条 市長は、事業の許可を受けず、又は第19条の規定による命令に従わずに事業を施行している事業主等に対し、当該事業の停止を命じ、又は期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第22条 市長は、事業主等が第14条第2項(第15条第2項の規定により準用する場合を含む。)、第19条及び前条の規定による命令に違反したときは、当該違反事実を公表することができる。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して許可を受けないで事業を行った者
- (2) 第21条の規定による命令に違反した者

第24条 第14条第2項(第15条第2項の規定により準用する場合を含む。)又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条に規定する標識を設置しない者
- (2) 第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第17条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第26条 第10条第2項、第11条、第12条、第14条第1項及び第15条第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に事業を行っている者は、この条例の施行の日から起算して1月間（その期間内に第5条第1項の許可の申請をしたときは、許可又は不許可の処分があるまでの間）は同項の規定にかかわらず引き続き当該事業を行うことができる。

附 則（平成20年3月5日条例第5号）

この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第3条及び第5条第1項の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。